

商品表示法

2010年1月26日改正

- 第1条 商品の正確な表示の促進、企業経営者の信用保護、消費者の権益保障及び良好な商業規範の確立のため、本法を制定する。
- 第2条 商品表示は、法律で別途規定があるものを除き、本法規定によりこれを行う。
- 第3条 本法に言う主務官庁とは、中央は経済部、直轄市は直轄市政府、県（市）は県（市）政府を指す。
- 第4条 本法で使用する用語の定義は以下のとおりである。
1. 商品表示とは、企業経営者が商品の陳列・販売時に商品の本体、内外包装、説明書に付す表示を指す。
 2. 企業経営者とは、商品の生産、製造、輸入或いは販売を業とする者を指す。
- 第5条 商品表示は、顕著性及び表示内容との一致性を具えなければならない。商品は体積が過小、ばら売り又はその他の特殊な原因により、商品本体又はその包装に商品表示を付すことが妥当でない場合、その他の消費者の認識を喚起するに足る顕著な方法をもって、これに代えるものとする。
- 第6条 商品表示には、次の事情があつてはならない。
1. 虚偽・不実又は人を錯誤に陥らせること
 2. 法律上の強制又は禁止規定の違反
 3. 公序良俗の違反
- 第7条 商品表示に用いる言語は、中国語を主とし、英語若しくはその他の外国語でこれを補うことができる。
商品の表示事項を中国語で適切に表示することが困難な場合、国際的に通用する言語又は符号を用いて表示することができる。
- 第8条 輸入商品が国内市場に流通する場合、輸入業者は本法規定により中国語の表示及び説明書を加えなければならない。また、その内容は原産地の表示及び説明書よりも簡略であつてはならない。
外国メーカーの名称及び住所は、中国語以外の言語をもってこれを表示することができる。
- 第9条 商品が市場に流通する場合、生産業者、製造業者又は輸入業者は下記事項を表示しなければならない。
1. 商品名称
 2. 生産業者、製造業者の名称、電話、住所及び商品の原産地。輸入商品

である場合は、さらに輸入業者の名称、電話及び住所を表示しなければならない。

3. 商品内容

①主要成分又は材料

②正味重量、容量、数量又は度量など。正味重量、容量又は度量は法定度量衡単位を表示しなければならない、必要な場合はその他の単位を付け加えることができる。

4. 中華民国暦又は西暦の製造日。ただし、有効期限のあるものは、有効期日又は有効期間を付け加えなければならない。

5. その他の中央主務官庁の規定により表示する必要のある事項

商品の原産地が我が国であると認定される場合、台湾生産標章を表示することができる。

前項の原産地の認定、標章の図形、促進、奨励及び管理弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第 10 条 商品に次のいずれかの事情があった場合は、その用途、使用と保存方法、及びその他の注意事項を表示しなければならない。

1. 危険性がある場合

2. 衛生安全に係る場合

3. 特殊な性質を有する、又は特別な扱いを必要とする場合

第 11 条 中央主務官庁は、特定な商品につき、商品の正確な表示及び消費者の権益保護に影響しない状況下、その表示する必要のある事項及び表示方法の公告、規定を行うことができ、第 5 条、第 8 条から前条までの規定の制限を受けない。

第 12 条 販売業者は、本法規定による表示が行われていない商品を販売し、又は販売を意図して陳列してはならない。

第 13 条 直轄市又は県（市）の主務官庁は不定期に市場に流通する商品に対し、抜き打ち検査を行うことができる。販売業者は、これを回避、妨害又は拒絶してはならず、また、供給業者に関する資料を提供しなければならない。主務官庁に所属する人員が抜き打ち検査を行う際は、証明書類を提示しなければならない。

第 14 条 市場で流通する商品に第 6 条の各号規定のいずれかの事情があった場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は、生産業者、製造業者又は輸入業者に期限を設けて改善を命じなければならない。期限を過ぎても改善しなかった場合は、3 万台湾ドルから 30 万台湾ドルの行政過料に処し、かつ、改善するまでその度に連続して処することができる。情状が重大なものは、6 ヶ月以下の営業中止又は休業を命ずることができる。

第 15 条 市場で流通する商品に次のいずれかの事情があった場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は、生産業者、製造業者又は輸入業者に期限を設けて改

善を命じなければならない。期限を過ぎても改善しなかった場合は、2 万台湾ドルから 20 万台湾ドルの行政過料に処し、かつ、改善するまでその度に連続して処することができる。

1. 表示が第 7 条第 1 項の規定に違反した場合
2. 第 8 条第 1 項の規定に従わず、中国語の表示又は説明書を付さなかった場合
3. 第 9 条の規定に従わず表示しなかった場合
4. 第 10 条の規定に従わず表示しなかった場合
5. 第 11 条の規定により公告される表示すべき事項又は表示方法に違反した場合

第 16 条 販売業者が第 12 条の規定に違反し、本法が規定する表示に従わない商品を販売し又は販売を意図して陳列した場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は、期限を設けて、その陳列、販売を中止するよう通知することができる。当該商品が体又は健康に対し即座に危害を及ぼす場合、直ちに陳列、販売の中止を直接に命じることができる。これの遵守を拒否した者は、2 万台湾ドルから 20 万台湾ドルの行政過料に処し、また、陳列、販売を中止するまで、その度に連続して処することができる。

第 17 条 販売業者が第 13 条第 1 項の規定に違反し、抜き打ち検査を回避、妨害若しくは拒否し、又は供給業者に関連する資料を提供しない場合、2 万台湾ドルから 20 万台湾ドルの行政過料に処し、また、その度に連続して処することができる。

第 18 条 第 14 条から第 16 条の行政過料について、主務官庁は、必要なとき、マスメディアを通じて、当該企業経営者の名称、住所、商品を公表し、又はその他必要な措置を講じることができる。

第 19 条 本法により処された行政過料は、期限内に納付するよう通知されたにもかかわらず、期限を過ぎても納付されなかった場合、法に従い強制執行手続に移る。

第 20 条 中央主務官庁は、本法の執行に当たり、商品表示審議委員会を設けて、商品表示及び表示すべき種類・事項につき審議を行うことができる。

第 21 条 本法は公布されてから一年後に施行する。